

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和四年九月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年九月二十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 関

宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 羽生外野栗橋線
- 三 道路の区域

| 新   | 旧   | 旧<br>新<br>別     |
|---|---|-----------------|
| 久喜市栗橋北二丁目三三九四番三<br>地<br>先から同市栗橋北二丁目三四三九番<br>三<br>地先まで | 久喜市栗橋北二丁目三三八六番四<br>地<br>先から同市栗橋北二丁目三四三九番<br>三<br>地先まで | 区<br><br>間      |
| 一〇・五九<br>一三・〇〇  | 九・六三<br>一四・〇〇   | 敷地の幅員<br>(メートル) |
| 三二七・五一  | 四五六・四二  | 延長<br>(メートル)    |
|   |   | 備<br><br>考      |